

仙台市消防局訓令第八号

仙台市消防活動基本規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十日

仙台市消防局長 千葉 弘 樹

仙台市消防活動基本規程の一部を改正する訓令

仙台市消防活動基本規程（平成十三年仙台市消防局訓令第五号）の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
<p>(組織)</p> <p>第四条 警防本部は、警防本部長、統括副本部長、副本部長、班長及び警防本部員をもって組織する。</p> <p>2 警防本部長は、消防局長（以下「局長」という。）をもって充てる。</p> <p>3 統括副本部長は、次長をもって充てる。</p> <p>4 副本部長は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める職にある者をもって充てる。</p> <p>一 総務副本部長 総務部長</p> <p>二 警防副本部長 警防部長</p> <p>三 救急副本部長 救急部長</p> <p>四 予防副本部長 予防部長</p> <p>5 班長は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める職にある者をもって充てる。</p> <p>一 総務班長 総務課長</p> <p>二 管理班長 管理課長</p> <p>三 警防班長 警防課長</p> <p>四 指令班長 指令課長</p> <p>五 消防航空班長 消防航空隊長</p> <p>六 救急班長 救急企画課長又は救急指導課長</p> <p>七 予防班長 予防課長</p> <p>八 規制指導班長 規制指導課長</p> <p>九 指揮情報班長 警防課長</p> <p>6 警防本部員は、第二項から前項までに定める者以外の消防職員（以下「職員」という。）をもって充てる。</p>	<p>(組織)</p> <p>第四条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 副本部長は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める職にある者をもって充てる。</p> <p>一 総務副本部長 総務部長</p> <p>二 警防副本部長 警防部長</p> <p>三 救急副本部長 救急部長</p> <p>四 予防副本部長 予防部長及び規制指導担当部長</p> <p>5 [略]</p> <p>6 [略]</p>
<p>(部隊運用)</p> <p>第二十三条 警防本部は、消防活動に必要な消防部隊の選定、出場指令、出向の制限及び移動配置並びに消防活動に係る方針の決定等（以下「部隊運用」という。）を行う。</p> <p>2 警防本部長は、次に掲げる場合には、部隊運用の一部を署隊本部長に行わせるものとする。</p> <p>一 本市の区域内において震度五弱以上の地震が発生したとき</p> <p>二 気象庁が、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十三条の二第一項の規定により、本市の区域に係る気象についての警報をしたとき</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、警防本部長が必要と認めるとき</p> <p>3 前項の場合において、署隊本部長は、必要な消防部隊を編成することができる。</p>	<p>(部隊運用)</p> <p>第二十三条 [略]</p> <p>2 警防本部長は、次に掲げる場合には、部隊運用の一部を署隊本部長に行わせるものとする。</p> <p>一 本市の区域内において震度五強以上を観測する地震が発生したとき</p> <p>二 気象庁が、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十三条の二第一項の規定により、本市の区域に係る気象についての警報をしたとき</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、警防本部長が必要と認めるとき</p> <p>3 [略]</p>

